

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県選挙管理委員会訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
高知県内水面漁場管理委員会訓令	
高知海区漁業調整委員会訓令	
高知県収用委員会訓令	
高知県労働委員会訓令	
◎高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程訓令	1
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県脱炭素社会推進本部設置規程訓令	3
高知県教育委員会訓令	
◎高知県元気な未来創造戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令	4
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程を廃止する訓令	4
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県脱炭素社会推進本部設置規程を廃止する訓令	5

- 訓令
- 公営企業局訓令
- 議会訓令
- 教育委員会訓令
- 警察本部訓令
- 選挙管理委員会訓令
- 監査委員会訓令
- 人事委員会訓令
- 内水面漁場管理委員会訓令
- 高知海区漁業調整委員会訓令
- 収用委員会訓令
- 労働委員会訓令

- 高知県訓令第7号
- 高知県公営企業局訓令第1号
- 高知県議会訓令第2号
- 高知県教育委員会訓令第5号
- 高知県警察本部訓令第2号
- 高知県選挙管理委員会訓令第1号
- 高知県監査委員訓令第2号
- 高知県人事委員会訓令第2号
- 高知県内水面漁場管理委員会訓令第1号
- 高知海区漁業調整委員会訓令第1号
- 高知県収用委員会訓令第1号
- 高知県労働委員会訓令第1号

本 出 先 機 関
 各 公 営 企 業 局 本 局
 公 営 企 業 局 各 事 業 所
 公 営 企 業 局 各 病 院
 議 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局
 各 教 育 機 関
 各 県 立 学 校
 警 察 本 部
 警 察 署
 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局
 高 知 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局
 収 用 委 員 会 事 務 局

労働委員会事務局 高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県知事	濱田	省司
高知県公営企業局長	中嶋	真琴
高知県議会議長	明神	健夫
高知県教育長	今城	純子
高知県警察本部長	岩田	康弘
高知県選挙管理委員会委員長	田中	庄司
高知県代表監査委員	和田	廣男
高知県人事委員会委員長	門田	純一
高知県内水面漁場管理委員会会長	吉村	正男
高知海区漁業調整委員会会長	木下	清
高知県収用委員会会長	近藤	啓明
高知県労働委員会会長	下元	敏晴

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程 (趣旨)

第1条 この規程は、県が管理する情報資産を適切に取り扱い、県の情報セキュリティを確保するための基本的な方針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県庁ネットワーク 高知県情報通信基幹ネットワーク運営管理規程（平成15年4月高知県訓令第8号）第2条第1号アに規定する県庁ネットワーク及びこれに接続する同条第2号に規定する個別ネットワーク（同令第16条第1項の規定に基づき接続されるネットワークを含む。）をいう。
- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体により構成される、情報を処理するための仕組みをいう。
- (3) 情報資産 ネットワーク並びに次に掲げる情報システム（これに付随する開発、運用及び保守のための資料等を含む。）及び当該情報システムで利用される情報（これらの内容を印刷した文書を含む。）をいう。
ア 県庁ネットワークを利用する情報システム
イ 県庁ネットワークを利用しない情報システムにあつては、知事が管理する知事部局の情報システム
- (4) 情報セキュリティポリシー この規程及び情報セキュリティ対策基準をいう。
- (5) 情報セキュリティ対策基準 情報セキュリティに関する対策等を実施するため、具体的な遵守事項、判断基準等を定めたものをいう。
- (6) 情報セキュリティ実施手順 情報セキュリティ対策基準

に定める情報セキュリティ対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を実施するための具体的な手順をまとめたものをいう。

- (7) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスすることができる状態を確保することをいう。
 - (8) 完全性 情報が破壊され、改ざんされ、又は消去されていない状態を確保することをいう。
 - (9) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要ときに中断されることなく、情報にアクセスすることができる状態を確保することをいう。
 - (10) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
 - (11) マイナンバー利用事務系 個人番号を利用する事務に関わる情報システム及び当該情報システムで取り扱うデータをいう。
 - (12) LGWAN接続系 人事、給与、財務会計、文書管理等のLGWANに接続された情報システム及び当該情報システムで取り扱うデータをいう。
 - (13) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関するインターネットに接続された情報システム及び当該情報システムで取り扱うデータをいう。
- (情報資産に対する脅威)

第3条 情報資産を管理し、又は利用する所属の長は、情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、第7条の規定による情報セキュリティ対策を行うものとする。

- (1) 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。第7条第4号において同じ。）による情報資産の漏えい、破壊、改ざん又は消去、重要な情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断での持ち出し、許可を得ていないソフトウェアの使用、設計又は開発の不備、プログラムの欠陥、操作又は設定の誤り、メンテナンスの不備、内部又は外部による監査機能の不備、委託業者による管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん又は消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス又は業務の停止等
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病等により、作業要員が不足すること等に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力若しくは水道の供給若しくは通信の途絶等又はインフラの障害等に伴うシステム運用の機能不全等（職員の責務）

第4条 職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、法令、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報資産の適切な管理に努めなければならない。

2 職員は、情報資産を取り扱う事務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、法令、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティ委員会)

第5条 情報セキュリティ対策を総合的に推進し、及び情報セキュリティ対策に関する調整を行うため、情報セキュリティ委員会を置く。

2 前項の規定により置かれる情報セキュリティ委員会（以下「情報セキュリティ委員会」という。）に関し必要な事項は、第8条の規定により定める高知県情報セキュリティ対策基準（以下「高知県情報セキュリティ対策基準」という。）によるものとする。

(情報資産の分類)

第6条 情報資産を管理し、又は利用する所属の長は、高知県情報セキュリティ対策基準に基づきその管理する情報資産を分類し、その分類に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報セキュリティ対策の実施)

第7条 情報資産を管理し、又は利用する所属の長は、情報資産に対する脅威（第3条各号に掲げる脅威をいう。第1号イにおいて同じ。）から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を行わなければならない。

- (1) 情報システム全体の強靱じん性を向上するため、県庁ネットワークに接続する情報システム全体を次に掲げる区分に領域を分離し、それぞれ次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずること。
 - ア マイナンバー利用事務系 原則として、他の領域との通信を行うことができないようにした上で、端末からの情報の持出しを不可能とする設定、端末への多要素認証の導入等により、情報の流出を防ぐこと。
 - イ LGWAN接続系 当該LGWAN接続系とインターネット接続系との通信経路を分割することを基本とし、両者の間で通信を行う場合には、無害化通信（情報資産に対する脅威を無害化した通信をいう。）により行うものとする。
 - ウ インターネット接続系 不正な通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施するものとし、県及び市町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施すること。

(2) サーバ、情報システム室、通信回線、職員のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずること。

(3) 情報セキュリティに関し、職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずること。

(4) コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス行為の対策等の技術的対策を講ずること。

(5) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託をする場合のセキュリティの確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずること。

(6) 情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、情報セキュリティに関する事案発生時の対応計画を策定すること。

(7) 業務委託をする場合又は外部サービス（クラウドサービスを含む。以下この号において同じ。）を利用する場合は、次に掲げる情報セキュリティ対策を行うこと。

ア 業務委託をする場合は、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて当該契約に基づき必要な措置を講ずること。

イ 外部サービスを利用する場合は、利用に係る規定を整備し、対策を講ずること。

ウ ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信することができる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めること。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第8条 情報セキュリティ委員会の副委員長は、前条の規定による情報セキュリティ対策の実施のため、高知県情報セキュリティ対策基準を定めるものとする。

(情報セキュリティ実施手順の作成等)

第9条 情報システムを管理する者は、自らが管理する情報システムについて、高知県情報セキュリティ対策基準に定める情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順をまとめた情報セキュリティ実施手順を作成しなければならない。

2 情報システムを管理する者は、情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ対策の実施状況の点検を行い、必要に応じて情報セキュリティ実施手順の見直しを行うものとする。

3 情報システムを管理する者は、情報セキュリティ実施手順を公表しないものとする。

(情報セキュリティの監査及び自己点検の実施の指示)

第10条 情報セキュリティ委員会の委員長は、情報セキュリティ

ポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティの監査及び自己点検の実施を指示し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図るものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第11条 前条の規定による情報セキュリティの監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たな対策が必要になった場合は、情報セキュリティ委員会において情報セキュリティポリシーの見直しを行うものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第8号

高知県公営企業局訓令第2号

高知県教育委員会訓令第6号

高知県警察本部訓令第3号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部

高知県脱炭素社会推進本部設置規程を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 中嶋 真琴
高知県教育長 今城 純子
高知県警察本部長 岩田 康弘

高知県脱炭素社会推進本部設置規程

(設置)

第1条 2050年のカーボンニュートラルの実現を目指して、本県の地球温暖化対策施策を関係部局の連携のもとで推進するため、高知県脱炭素社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部次長は、林業振興・環境部長をもって充てる。

5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部員とすることができる。

(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 高知県地球温暖化対策実行計画及び高知県脱炭素社会推進アクションプランの推進に関すること。

(2) 地球温暖化対策施策の検討及び推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策施策に関する重要事項に関すること。

(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各部局が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、林業振興・環境部長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(学識経験者等の参画)

第6条 本部長は、必要に応じ、推進本部及び前条第1項の幹事会に学識経験者、地球温暖化対策関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、林業振興・環境部環境計画推進課長をもって充てる。

4 事務局次長は、林業振興・環境部環境計画推進課課長補佐（カーボンニュートラル推進担当）をもって充てる。

5 事務局職員は、林業振興・環境部環境計画推進課の職員をもって充てる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

総合企画部長
 総務部長
 危機管理部長
 健康政策部長
 子ども・福祉政策部長
 文化生活部長
 産業振興推進部長
 商工労働部長
 観光振興スポーツ部長
 農業振興部長
 水産振興部長
 土木部長
 会計管理局長
 公営企業局長
 教育長
 警察本部長

別表第2 (第5条関係)

総合企画部副部長(総括)
 総務部副部長(総括)
 危機管理部副部長(総括)
 健康政策部副部長(総括)
 子ども・福祉政策部副部長(総括)
 文化生活部副部長(総括)
 産業振興推進部副部長(総括)
 商工労働部副部長(総括)
 観光振興スポーツ部副部長(総括)
 農業振興部副部長(総括)
 林業振興・環境部副部長(総括)
 水産振興部副部長(総括)
 土木部副部長(総括)
 会計管理局次長
 公営企業局次長
 教育次長(総括)
 警察本部警務部参事官

 訓 令
 教育委員会訓令

高知県訓令第9号
 高知県教育委員会訓令第7号

本 庁
 各 出 先 機 関
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県元気な未来創造戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司
 高知県教育長 今城 純子

高知県元気な未来創造戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県元気な未来創造戦略推進本部設置規程(令和6年4月高知県訓令第6号
 高知県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「総務部長」を「総務部長、危機管理部長」に改める。

第6条第3項中「総合企画部政策企画課長」を「総合企画部元気な未来創造課長」に改め、同条第4項中「総合企画部政策企画課企画監」を「総合企画部元気な未来創造課課長補佐」に改め、同条第5項中「総合企画部政策企画課」を「総合企画部元気な未来創造課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

 訓 令
 公 営 企 業 局 訓 令
 議 会 訓 令
 教 育 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令
 監 査 委 員 訓 令
 人 事 委 員 会 訓 令

高知県訓令第10号
 高知県公営企業局訓令第3号
 高知県議会訓令第3号
 高知県教育委員会訓令第8号
 高知県警察本部訓令第4号
 高知県監査委員訓令第3号

高知県人事委員会訓令第3号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局
収 用 委 員 会 事 務 局
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
議 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校
警 察 本 部
警 察 署
監 査 委 員 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 中嶋 真琴
高知県議会議長 明神 健夫
高知県教育長 今城 純子
高知県警察本部長 岩田 康弘
高知県代表監査委員 和田 廣男
高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程を廃止する訓令

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程 平成19年4月

高知県訓令第11号
高知県公営企業局訓令第1号
高知県議会訓令第2号
高知県教育委員会訓令第7号
高知県警察本部訓令第17号
高知県監査委員訓令第1号
高知県人事委員会訓令第2号

は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第11号

高知県公営企業局訓令第4号

高知県教育委員会訓令第9号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県脱炭素社会推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 中嶋 真琴
高知県教育長 今城 純子

高知県脱炭素社会推進本部設置規程を廃止する訓令

高知県脱炭素社会推進本部設置規程 (高知県訓令
令和4年4月高知県公営
高知県教育

第10号
企業局訓令第4号) は、廃止する。
委員会訓令第8号

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。